

健康保険制度改正のお知らせ

平成26年4月1日以降に70歳になる方の窓口負担が2割に

70歳から74歳の方の窓口負担は今までは1割となっていたましたが、平成26年4月1日以降に70歳になる方(昭和19年4月2日以降に生まれた方)の窓口負担は2割に引き上げられます。法律上は平成20年4月から2割の自己負担とされていましたが、国の特例措置により1割に維持されていました。



●高齢受給者(70歳～74歳)の方の窓口負担

昭和19年4月1日までに生まれた方	1割(75歳到達まで特例措置による)
昭和19年4月2日以降に生まれた方	2割(70歳の誕生月の翌月以後の診療分より。1日生まれの方は誕生月より。)
現役並み所得者*	3割

※70歳から74歳の被保険者で標準報酬月額が28万円以上の方とその被扶養者で70歳以上の方。ただし、年収が520万円(70歳以上の被扶養者がいない場合は383万円)に満たない旨を健康保険組合に届け出た場合は、現役並み所得者となりません。

産前産後休業期間中の保険料が免除に

次世代育成支援の観点から、産前産後休業期間中の保険料が育児休業と同じように免除されます。

●産前産後休業期間中の保険料が免除に

産前産後休業期間中(産前42日[多胎妊娠の場合は98日]、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)の保険料が免除されます。

《対象》

- 平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方(平成26年4月分以降の保険料)

《手続き》

- 事業主の方は「産前産後休業取得者申出書」を提出する必要があります。

●産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3ヵ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

《対象》

- 平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方

《手続き》

- 被保険者の方(事業主経由)は「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出する必要があります。

※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は、対象となりません。育児休業終了後に報酬が下がった場合は、「健康保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出してください。

